

3 特別自治市の創設等

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1)特別自治市(通称「特別市」)の創設

- ・自らの責任と権限、財源に基づく総合的・一体的な市政運営を可能とするため、大都市制度について、次期地方制度調査会において調査審議が行われるよう図るなど議論を加速させ、「特別市」を早期に実現すること。

(2)大都市税源の拡充強化

- ・大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

<提案の背景>

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として質の高い行政サービスを提供するだけでなく、大都市特有の行政需要に的確に対応するとともに、圏域の中心都市として、当圏域ひいては国全体の発展をけん引していくことが期待されており、都市の能力と役割に見合う権限・税財源が必要である。

(特別市の創設)

現行の指定都市制度は、65年以上前に、暫定的に導入されたものであり、指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度とはなっておらず、コロナ禍においても、指定都市のポテンシャルを十分に發揮できない事例が確認されたところである。

また、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から提案している「特別市」制度に関しては、第30次地方制度調査会答申で検討の意義が認められたものの、その後10年以上が経過しており、未だ法的整備はされておらず、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

自らの責任と権限、財源に基づく総合的・一体的な市政運営を可能とするため、大都市制度について、次期地方制度調査会において調査審議が行われるよう図るなど議論を加速させ、「特別市」を早期に実現すべきである。

(大都市税源の拡充強化)

新たな大都市制度が創設されるまでの間、指定都市が大都市特有の財政需要や、道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図るべきである。

また、新たに国・道府県から事務・権限が指定都市へ移譲される場合に必要な財源についても、指定都市へ税制上の措置を講ずるべきである。

